

鳥取縣公報

規則

◇鳥取縣規則第二十七号

鳥取縣主要食糧販売業者及び米穀とう精業者登録手数料規則（昭和二十五年十一月鳥取縣規則第八十二号）の一部を次のように改正する。

昭和二十六年五月二十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

題名を「鳥取縣主要食糧販売業者及び米穀とう精業者並びに米飯提供業者登録手数料規則」に改める。

第一條中「米穀とう精業者登録を行つたとき」を「米穀

とう精業者並びに同法施行令第五條の五による米飯提供業者登録を行つたとき」に改める。

第二條中「及び米穀とう精業者登録手数料」を「及び米穀とう精業者並びに米飯提供業者登録手数料」に改め

昭和二十六年五月二十二日
外 火 曜 日
号

本書ノ大キサハ國定規格A五判

第三條第二号の次に次の二号を加える。

三、米飯提供業者登録手数料

(一) 普通旅館、ホテル

一、〇〇〇円

(二) 簡易旅館

五〇〇円

(三) その他の営業

五〇〇円

この規則は公布の日から施行する。

◇鳥取縣規則第二十八号

自作農創設特別措置法及び農地調整法の適用を受けるべき土地の譲渡に関する政令施行細則（昭和二十五年十二月鳥取縣規則第九十号）の一部を次のように改正する。

昭和二十六年五月二十二日

00896

鳥取縣知事 西尾愛治
規則中「市町村農地委員會」を「市町村農業委員會」に
改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

昭和二十六年五月二十二日印刷
昭和二十六年五月二十二日發行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十七日)
(第三種郵便物認可)

行 烏取縣烏取市東町
印 刷 廉
烏 取 縣
所 烏 取 市
烏 取 東 町
縣 印

縣
所

鳥取縣公報

昭和二十六年五月二十二日

火曜日

外

本書ノ大キサハ國定規格A五判

條例

◇鳥取縣條例第三十四号

鳥取縣会常任委員会及び特別委員會條例を次のよう規定する。

昭和二十六年五月二十二日

鳥取縣知事 西尾愛治

鳥取縣会常任委員会及び特別委員會條例

第一條 鳥取縣会に常任委員会及び特別委員會を置く。

第二條 常任委員會は地方自治法第百五十八條により設けられた部其他の事務に關する部門ごとにこれを設ける。但し必要があるときは縣會の議決により部及び部門の事務の一部若しくは全部を分合して常任委員会を設けることができる。

第三條 特別委員會は特定の事件を審査するため必要が

ある場合に縣會の議決によりその都度これを設ける。

第四條 常任委員會はその部門に屬する事務に關する調査及び議案、請願、陳情等の審査を掌る。

第五條 議員は少くとも一個の常任委員となる。但し同時に二個を超える常任委員となることができない。

議長は常任委員となることはできない。

第六條 常任委員會の委員の數は常任委員會の數に応じて概ね均分し縣會の議決によりこれを定める。

特別委員會の委員の數は議長が縣會に諮つてその都度これを定める。

第七條 委員は縣會の議決によりこれを定める。

委員は正当の理由なくしてその任を辞することができない。

第八條 委員会に委員長及び副委員長各々一人を置く。

委員長及び副委員長は各々その委員が互選する。委員長及び副委員長を互選したときはこれを議長及び知事に通知しなければならない。

00901

委員長は委員会（公聽会を含む）の秩序を保持し議事を整理し委員会を代表する。

副委員長は委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときその職務を代行する。

委員長及び副委員長が共に事故あるときは委員は假委員長を互選し委員長の職務を代行させる。

第九條 委員会に書記を置く。

書記は委員長の命を受け委員会の庶務に従事する。

第十條 委員会は委員長がこれを招集する。但し委員定数の四分の一以上の者から委員会招集の請求があるときはこれを招集しなければならない。

第十一條 委員会は委員長がこれを招集する。但し委員定数の四分の一以上の者から委員会招集の請求があるときはこれを招集しなければならない。

第十二條 委員会は他の委員会と協議して合同委員会を開くことができる。

第十三條 委員会は委員定数の半数以上の委員が出席し全員の合同委員会は議長が委員長の職務を行う。

第十四條 委員会の議事は出席議員の過半数でこれを決し可否同数のときは委員長の決するところによる。

前項の場合においては委員長は委員として議決に参加しなければ会議を開き議決することができない。

第十五條 会議中発言しようとする者は「委員長」と呼び委員長の指名があつてから発言しなければならない。

会議中議場の秩序を乱す者又は議題外の発言をなす者を要求することができる。

第十六條 委員長、副委員長及び委員は自己又は父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の身上に関する事件についてはその議事に参与することができない。但し委員会の同意があつたときはその会議に出席することができる。

第十七條 常任委員会は県会の閉会中もなおその部門に属する事務に関する調査を行い請願、陳情等を審査することができる。

前項の規定は特別委員会にこれを準用する。

第十八條 委員会は知事、選挙管理委員会の委員長、監査委員、公安委員会の委員及び教育委員会の委員其の他法令又は条例に基く委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者及び議案を提出し又は請願を紹介した議員に説明のため出席を求めることができる。

第二十條 委員会は調査又は審査のため委員を派遣しよ

うとするときはその目的、日時、場所、委員の氏名及び所要経費の額を定め予め県会の議決を経なければならぬ。その額を超えて経費の支出を必要とするとき又同じ、但し県会の閉会中緊急を要する場合は議長の許可を得て派遣することができる。

第二十一條 委員会はその所管に属する事項につき県会に議案を提出することができる。

第二十二條 委員会において議員に懲罰を科する議決があつたときは委員長はこれを県会に報告しその処分を

求めなければならない。

第二十三條 委員会は議員の外委員長の許可を得た者でなければこれを傍聴することができない。但し委員会の議決により秘密会とすることができる。

があるときは委員長はこれを制止しなお肯かないときはその日の会議が終るまで発言を禁止し又は退場を命令することができる。

第十六條 委員長、副委員長及び委員は自己又は父母、

祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の身上に関する事件についてはその議事に参与することができない。但し委員会の同意があつたときはその会議に出席することができる。

第十七條 常任委員会は県会の閉会中もなおその部門に属する事務に関する調査を行い請願、陳情等を審査することができる。

前項の規定は特別委員会にこれを準用する。

第十八條 委員会は知事、選挙管理委員会の委員長、監査委員、公安委員会の委員及び教育委員会の委員其の他法令又は条例に基く委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者及び議案を提出し又は請願を紹介した議員に説明のため出席を求めることができる。

第二十條 委員会は調査又は審査のため委員を派遣しようとするときはその目的、日時、場所、委員の氏名及び所要経費の額を定め予め県会の議決を経なければならぬ。その額を超えて経費の支出を必要とするとき又同じ、但し県会の閉会中緊急を要する場合は議長の許可を得て派遣することができる。

第二十一條 委員会はその所管に属する事項につき県会に議案を提出することができる。

第二十二條 委員会において議員に懲罰を科する議決があつたときは委員長はこれを県会に報告しその処分を

求めなければならない。

第二十三條 委員会は議員の外委員長の許可を得た者でなければこれを傍聴することができない。但し委員会の議決により秘密会とすることができる。

委員長は秩序を保持するため必要があるときは傍聴人の退場を命ずることができる。

第二十四條 公聽会は委員会の議決によりこれを開く。

第二十五條 委員会において公聽会を開くときは予めその日時、場所、案件及び参加者を議長及び知事に通知しなければならない。

第二十六條 委員長は予め公聽会開催の日時、場所及び案件を告示し且つ適宜な方法でこれが周知に努めなければならない。

第二十七條 委員会は公聽会の案件につき眞に利害関係を有する者又は学識経験を有する者等の中から公聽会に参加を求める者を定めその者に対し予め公聽会開催の日時、場所及び案件を通知してその参加を求めなければならぬ。

第二十八條 公聽会の参加者は委員長の指命又は委員長の許可を受けなればこれを発言することはできない。

第二十九條 公聽会の参加者以外の出席者は何人と雖も予め委員長の許可を受け公聽会の案件につきその意見

を述べることができる。

前項により許可を得た出席者は委員長の指名があつてからでなければ意見を述べることはできない。

第三十條 公聽会の参加者及び出席者は聽こうとする案件の範囲を超えて発言し又は委員に対し質疑することはできない。

委員は参加者及び出席者の述べた意見に対し質疑することができる。

第三十一條 公聽会の参加者及び出席者の意見が聽こうとする案件の範囲を超えて又は不穏當な言辞があつたときは委員長は発言を制止しなお肯かないときは発言を禁止することができる。

第三十二條 委員長は公聽会の出席者の数を制限し又は秩序を保持するため必要があるときは出席者の退場を命ずることができる。

第三十三條 委員長は委員会(公聽会を含む)における

調査又は審査の経過及び結果を縣会に報告しなければならない。

00903

第三十四條 委員長は書記をして會議錄を調製し會議の

次第(公聽会の次第を含む)及び出席委員の氏名(公

聽会に参加した参加者の氏名)を記載させなければな

らない。・

例はこれを廢止する。

會議錄には委員長及び委員会において定めた二人以上の委員が署名しなければならない。

第三十五條 委員会が故なく付議された案件を審査せず又はその経過及び結果を報告しない場合は議長は縣会に諮つて更に委員を改選することができる。

第三十六條 この條例に定めるものの外委員会に関する

は地方自治法及び鳥取縣会々議規則の定めるところによる。

第三十七條 この條例に関する疑義は議長がこれを決定する。但し議員において異議があるときは議長は縣会に諮つてこれを決定する。

この條例は公布の日からこれを施行する。

昭和二十二年六月鳥取縣会告示第三號鳥取縣會委員會條

附 則